

戦後青森県の政治的争点④

—1945年～2015年—

藤 本 一 美

序 文

1945年8月、第二次世界大戦＝“アジア・太平洋戦争”において日本が連合国に敗れてから既に、70年以上の年月が経過した。この間、我が国は、戦争による被害から立ちあがり、経済再建を行い、高度経済成長期を経て、世界で有数の経済立国になった。しかし、その後、環境破壊問題が生じ、国土開発計画は“石油ショック”で後退を余儀なくされた。また、いわゆる「金融危機」の状況下で、経済成長は立ち止まり、長い間、構造不況を経験してきた。

一方、外交安全保障の面では、独立と同時に、我が国は米国との間で「日米安全保障条約」を締結し、米軍による核の傘の下で、自由主義陣営の一員として、西側諸国と足並みを揃えて、社会主義国と対峙してきた。その過程において、日本国憲法第9条で戦争が禁じられているにもかかわらず、我が国は世界でも有数の戦力を有する、“自衛隊”を保持することになった。

日米安保体制により、その“負の部分”を担ってきたのが沖縄の米軍基地の存在に他ならない。これを撤退させなければ、戦後の日本は終わったとはいえない。また、福島での「3・11事故」を踏まえれば、これ以上、原子力発電所を建設させてはならない。とくに、核燃料廃棄物の最終処分

場を一人本県の六ヶ所村の核燃施設に押し付けてはならない。国民全てが責任をもって、我々の世代でその道しるべをつけるべきだと、考える。

問題なのは、この間、戦後一貫して政治の世界を支配してきたのが、「保守勢力」であったことだ。国政・地方選挙を通じて「革新勢力」や「中道勢力」を退け、政権の座に君臨してきた。特に、自民党と社会党を中心とする「1955年体制」の下で、長期にわたって保守勢力を代表してきた自民党は国会・県議会・市町村議会などで圧倒的議席を占有し続け、政治、経済、および社会のあらゆる分野で“寡頭的地位（ヘゲモニー）”を確立してきた。

しかし、1993年、非自民・八会派による「細川政権」が成立、自民党は初めて下野した。だが、自民党はその後しぶとく政権の座に復活してきた。確かに、2009年の衆議院・総選挙では、民主党が勝利して、野党は選挙により初めて政権を奪取することに成功したものの、民主党は政権運営に失敗、そのため、自民党が総選挙で勝利を取って、現在では、安倍晋三内閣が盤石な態勢を敷いている。日本において、政権交代が可能となった「小選挙区比例代表制」が導入されて以降、25年以上経過した。ようやく、我が国においても、本格的な二大政党制確立の基盤が出来たといってよい。

青森県の戦後政治を検討する場合にも、このような中央政界における「政治的・経済的体制」の影響（インパクト）をまともに受けたのは、いうまでもない。ただ、青森県の場合には、東北の最北端という地理的条件もあって、中央で生じた問題とは直接リンクせず、一歩遅れた形で独自の展開も見られた。

本稿は、以上の認識を前提にした上で、1945年から2015年の70年間に、青森県で生じてきた、様々な「政治的争点（Political Issue）」を取り上げて、その概要を紹介する試みである。その際、最初に何故、政治的争点が生じたのか、その背景を問い、次に、争点がいかなる形で処理されたのかを分析、最後に、それが問題となった要因を抽出する。このような一連の

作業を通じて、青森県における戦後政治の特色を抽出できれば幸いである、と考えている⁽¹⁾。

なお、本稿は、筆者が先に公刊した『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕および『戦後青森県の保守・革新・中道勢力—青森県選出の国会議員』〔志學社、2017年〕の資料編に相当するものである。

〈注〉

- (1) この種の先行業績としては、弁護士・二葉宏夫の手になる『青森県の事件55話』〔北方新社、1983年〕がある。二葉は1876年（明治9年）から1975年（昭和55年）までの事件を時系列的に扱っている。本書は、主として、その後の事件を取り上げた。重複している部分については、二葉の業績に多く依拠している。

〈総目次〉

序文

第一部 戦後青森県政治の課題

- 第1章 保守王国と「核燃反対運動」
- 第2章 「軍事基地反対運動」
- 第3章 「リング税」廃止と津島知事辞任（『専修法学論集』第130号）

第二部 戦後青森県政治の展開

- 第1章 五所川原「平和産業大博覧会」開催
- 第2章 「国立工業高等専門学校（工専）」の誘致合戦
- 第3章 「東北新幹線」の新青森駅開業（『専修法学論集』第131号）

第三部 戦後青森県政治の断面

- 第1章 原子力船「むつ」の漂流
- 第2章 首長の汚職と逮捕
- 第3章 「県民協会」の結成・分裂・解散（『専修社会科学年報』第52号）

第四部 戦後青森県政治の決算

- 第1章 米内山県議除名事件
- 第2章 苫米地訴訟
- 第3章 「むつ製鉄事業」の挫折（『専修法学論集』第132号）

第五部 戦後青森県政治の転換

- 第1章 久六（きゅうろく）島の帰属
- 第2章 「総合農政」と米の生産調整
- 第3章 「平成大合併」の波紋

第六部 戦後青森県政治の欠陥

- 第1章 木村守男知事・辞任
- 第2章 平川市議員・大量逮捕
- 第3章 升田世喜男派の選挙違反裁判

第七部 戦後青森県政治の裏面

- 第1章 小笠原献金問題
- 第2章 F16戦闘機の配備と墜落
- 第3章 核燃施設・搬入・安全協定・アクティブ試験・最終処分地確認書

第八部 戦後青森県政治の紛争

- 第1章 大湊造船（ドック）争議
- 第2章 弘南バス争議
- 第3章 スト抑止緊急動議

第九部 戦後青森県政治と「津軽選挙」

- 第1章 中里町長選—開票所乱入事件
- 第2章 金木町長選挙—開票不正事件
- 第3章 鱒ヶ沢町—二人町長事件

第十部 戦後青森県政治の革新

- 第1章 「八戸戦争」と「八戸方式」
- 第2章 県会議員定数・選挙区改正と議長交代劇
- 第3章 女性国会議員の誕生

第十一部 戦後青森県政治の改革

- 第1章 五所川原市長の解職
- 第2章 政務活動費の取り扱い
- 第3章 情報公開条例と県の不適切支出

第十二部 戦後青森県政治の出発

- 第1章 昭和天皇の御来県
- 第2章 あすなろ「国民体育大会」の開催
- 第3章 「連合青森」の発足と「連合青森センター」の発足

結語

第四部 戦後青森県政治の決算

第1章 米内山県議除名事件

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. 米内山義一郎の生涯
3. 米内山県会議員の除名
4. おわりに一除名解除

(注)

*参考文献

〈米内山義一郎〉



(1909年11月4日～1992年10月5日)

1. はじめに一問題の所在

青森県の上北郡選出で社会党左派の米内山義一郎・県会議員は、1952年3月13日、青森県議会の第29回定例会が開催中、“行政整理と地方事務所廃止問題”について緊急質問に立ち、その後半で「私は諸君のように利権が欲しくて県議会議員に来ているのではない。土建業者でもなければ馬喰(バクロウ)でもない。私はいま少しまじめに県政を考えて行きたいため、

心魂を砕いて申し上げている次第である」と発言。この発言について、与党・自由党と一部の無所属の議員が猛反発、懲罰動議が提出された⁽¹⁾。

その後、米内山議員は弁明をして失言を取り消したものの、自由党側は陳謝の意が表明されていないとして懲罰論が先行、これに改進黨、無所属の一部議員も同調、無記名投票により懲罰動議が成立した。翌14日、議長指名の懲罰委員会は、懲罰4項目のうちで除名処分と決め、これを受けて15日の本会議で採決。その結果、除名賛成が34人、反対10人となり、出席議員の三分の二以上が賛成したため、米内山議員の除名が決定した。もちろん、県会議員が舌禍事件で除名処分を受けたのは、全国でも初めてのケースであった⁽²⁾。

米内山義一郎は、戦前から県内の住民運動の指導者と知られ、県会議員の時代に、議会で同僚議員を「バクロウ」だと侮辱して問題となり、県議除名処分を受けた。だが、その後除名は取り消され、いわゆる「米内山事件」の当事者として県議会史上有名である⁽³⁾。

ところで、米内山義一郎は1909年11月4日、青森県上北郡浦野館村に生まれ、1922年10月5日に浦野館の自宅で死去している。米内山は青森中学に入学したが、中退。その後、1914年、全農青森県連合会の創立に参加して執行委員となり、上北地方で農民運動に参加。また、青年団でも活躍、1924年、日本革新農村協議会青森県支部に参加した。後に満州に渡り、1941年、「満州国開拓地赤化陰謀事件」で検挙されている。

米内山は戦後1945年、社会党の結成に参画、県会議員を経て、1963年、衆議院・総選挙に出馬して当選、これを通算三期務めた。また、1969年に持ち上がった「むつ小川原巨大開発」に対して、その計画の虚構性と住民の利益にならないと批判、1979年、反対運動に取り組んで北村正哉知事を相手に訴訟を起こし、それは“米内山訴訟”として、広く世に知られている⁽⁴⁾。

本章では、戦後青森県の政治争点の一つとして、いわゆる「米内山県議除名事件」を取り上げることにする。論述は、前半で米内山義一郎の出生、

経歴、議員歴、および政治家としての特色を検討する。そして後半では、米内山の県議時代の舌禍事件に的を絞って、その経緯と問題点を提示してみたい。

2. 米内山義一郎の生涯

すでに紹介したように、米内山義一郎は、本県における住民運動の指導者として知られており、左派社会党の県会議員として政界にデビュー、後に衆議院議員に転じた。米内山は、1909年11月4日、青森県上北郡浦野館村で、歯科医師米内山健助・ミキの長男として生まれ、裕福な家庭で育った。青森中学に入学したがこれを中退、1927年、社会民主党に入党、政治活動を開始。翌1928年、全農青森県連合会の創立に参加、執行委員となり、上北地方で農民運動に邁進した。また青年団でも活躍、1938年、日本革新農村協議会青森県支部に参加。その後、満州に渡ったものの、1941年、「満州開拓地赤化陰謀事件」で検挙されている⁽⁵⁾。

米内山義一郎は戦後、社会党の結成に参画するとともに、1945年、浦野館村長に就任。また1951年、県会議員に当選。その後1963年には、衆議院・総選挙に出馬して当選、これを都合通算三期務めた。米内山を語る時に忘れてならないのは、やはり県議会議員を除名され事件であろう。それは、県議会の予算員会で起きた舌禍事件で、米内山は、この事件で全国および県議会に名をとどめた、とあってよい⁽⁶⁾。また米内山は、衆議院議員を引退した晩年、「むつ小川原開発反対」に闘志を燃やし、県知事を相手に住民訴訟を起こし、先頭に立って活躍、それは“米内山訴訟”として、我々の記憶に鮮明に残っている。1992年10月5日に死去、享年82歳であった。

① 村長・県会議員・衆議院議員

米内山は戦後、各地で日本社会党が結成された時の1945年、生まれ故郷

の浦野館村の村長に選ばれ、社会黨員として初めて首長に就任している。村長に就任した米内山は、小川原沼の漁場育成や土地改良事業に力を注ぎ、農地改革を徹底的に推進、湿田地帯の改良を実践した。陳情のために上京した時にも、村に運動費として2千円しか請求しなかった、という⁽⁷⁾。

次いで米内山は、1951年4月、県会議員選挙に出馬、これを二期務めている。既述のように、県議時代に米内山は、舌禍事件を起こした。1952年3月13日、43歳の時、米内山は、県議会の定例会において、行政整理や地方事務所廃止などについて緊急質問の第一陣にたった。質問の後半で、県会議員を建設業者や“馬喰”に例えて愚弄するような発言を行い、除名処分を受けた。米内山はこれを不服として、処分執行停止を青森地裁に申請・決定、これに対して、議会側は内閣総理大臣への異議申し立て、最高裁特別抗告を行いそれが却下されるなど、大騒動が約5ヵ月間も続いた。ただ、最終的に除名は10ヵ月で取り消され、米内山は、晴れて県議に復権した。県会議員が除名処分を受けたのは、全国でもこれが初めてであった⁽⁸⁾。

その後、米内山は1963年11月に実施された衆議院・総選挙で、青森旧一区から左派社会党の公認候補として出馬、五回目にして、ようやく当選の栄に輝いた。時に、米内山は53歳に達していた。この総選挙で、米内山は6万3,383票を獲得、5万1,239票獲得した同じ社会党の淡谷悠蔵とともに、第三位および第四位で当選、また第二区で当選した島口重次郎と合わせて、社会党は一挙に三議席を手にして完勝、本県における“社会党の黄金時代”を築いた⁽⁹⁾。

地元の『東奥日報』紙は、衆議院・総選挙に落選すること4回の米内山が当選した背景を、「米内山氏は過去数回アテ馬候補として苦杯をなめていることに同情が集まり、加えて栄沼のヘリコプター農業指導で農村婦人・青年層の人気を呼び、“こんどに政治生命をかけている”との呼びかけが功を奏した形となり、三位にすべり込んで、これで初当選した」と、

報じている⁽¹⁰⁾。

米内山は、1967年1月の衆議院・総選挙でも連続当選を果たした。しかし、1969年12月の衆議院・総選挙では落選。だが、1972年12月の衆議院・総選挙で再び返り咲く。けれども、1976年12月の衆議院・総選挙では社会党候補の共倒れで再び落選、これを最後に、米内山は選挙に再び出馬することはなかった⁽¹¹⁾。米内山はその後1979年8月3日、70歳の時、党内紛争に嫌気がさし、50年も長い間所属した社会党を離党した。

② むつ小川原訴訟

周知のように、「むつ小川原開発」計画は、我が国における公共事業の無責任性を象徴するものである。国は県に立案させ、これに一切責任を負わず、閣議了解というお墨付きを与えるという形で全ての事業が執り行われ、しかもいずれも破綻した。

米内山義一郎を“現代の偉人”たらしめているのは、何よりも「むつ小川原開発」計画、すなわち、下北半島の原子力基地化を策謀し、それを内容とする巨大開発と全力で闘ったからに他ならない。国、電力会社、および県は、農民・漁民たちを欺き、小川原港を石油陸揚げ港から、一転して、使用済み核燃料廃棄物の搬入港にした。米内山は、この巨大な詐欺的な巨大開発事業に対する闘いの方法として、地方自治法第242条の二第一項による「損害賠償代位請求訴訟」という道を選んだ⁽¹²⁾。

米内山義一郎は、政界の第一線を退いた後も、晩年、政治に鋭い目を向け続けた。ことに、「むつ小川原開発」では、その先頭に立って反対運動を展開した。そして、1979年には、「県が支払ったむつ小川原港漁業補償費は漁獲高などを作為的に水増しして算定しており、多額の公金を不当に支払った北村知事は百億円を県に返すべきだ」として、知事を相手取り損害賠償訴訟を起こした。いわゆる“米内山訴訟”である。それは最高裁まで持ち込まれ、1989年7月に上告破棄の判決が下った⁽¹³⁾。

米内山は、この巨大開発の末路を、次のように見通していた。「私は最初から虚構だらけの開発がうまくいくとは思っていなかった。最近の情勢は私の信念が正しかったことを証明している。……そこでの武器を実戦で生かせば、必ず展望は開けます。もうこんなことは青森県に二度とあっちゃいかんと思います」と吐露している⁽¹⁴⁾。

③ 政治家「米山内」

米山内義一郎は、実に驚くほど多く選挙に出馬している。実際、衆議院・総選挙には9回、知事選挙には3回、県議会議員選挙に2回、八戸市長選に1回、また、村長選や村議選もやっている。だから、15回以上にわたって、選挙の修羅場をくぐってきた政治家としては大ベテランであった⁽¹⁵⁾。

元々米内山は、労組出身であり、1945年に浦野館村長に就任、その後、小川原湖漁業組合長、および社会党県連書記長などを務め、1951年から県議二期を経て、1963年の総選挙で衆議院議員に初当選。1967年には、県本部執行委員長に就任、1969年の衆院選では落選したものの、1972年に返り咲きを果たし、衆議院議員を通算三期務めた。米内山は、政治家として戦後の復興から青森県の“革新勢力の灯り”として政治に情熱を注いできた⁽¹⁶⁾。いわば、社会主義の道を歩み、本県の社会党の育ての親でもあった⁽¹⁷⁾。

米内山の死を悼んだ社会党の衆議院議員の関晴正は、「偉大で清潔な政治家」だと評賛、次のような弔問文を寄せている。「(米内山氏は)本県が生んだ偉大で清潔な政治家だった。よく勉強し、県民のために働いた。私が米内山さんから受けた影響は大きく、常に手本だった。むつ小川原開発反対をライフワークとし、離党してからも独自の活動を続けていた。惜しまれる最期だ」⁽¹⁸⁾。

政治家としての米内山を考える場合、留意すべきは社会党県委員長を務

めたのに、最後に社会党を離党したことだろう。青森県社会党も、中央の左派と右派の対立を反映、いわゆる「党人派」と「県労派」が対立を繰り返してきた。同じ左派系でも淡谷悠蔵との確執は良く知れている⁽¹⁹⁾。米内山は、社会党委員長だった成田知己のいう「成田三原則」、つまり議員党的体質、労働組合依存、および日常活動の不活発をいい続けたものの、一つも実行にうつされなかったのが、嫌気がしたのであろう。この辺の事情を、元八戸市議の富岡敏夫は、「第34回総選挙で、社会党が協会派と執行部との対立から、米内山と渡辺三夫が第一区で共倒れという最悪の結果となったのが大きい」と、証言している⁽²⁰⁾。

ともあれ、米内山義一郎は、いたずらに社会主義理論を振り回す随行者とは異なり、恰好だけでなく正に命がけで「直耕直食の民」と共に生き抜き、反骨に一生を捧げた清廉潔白で“偉大な政治家”であったと、大きな評価を受けている⁽²¹⁾。

3. 米内山県会議員の除名

本章の冒頭において述べたように、1951（昭和26）年度“予算議会”が再開された4日目の3月13日、社会党左派の米内山義一郎・議員は、行政整理や地方事務所廃止などについて、緊急質問の第一陣に立った。米内山議員は質問の後半で、県会議員を建設業者や馬喰に例えて愚弄するような発言をした。これに対して、自由党議員から、この発言は議員を侮辱した行為であると批判され、自由党に一部の議員が同調、地方自治法第132条と同第133条に該当するので、会議規則第101条に基づいて懲罰せよと、即時書面でもって13人の議員から懲罰決議が議長宛てに提出された。

当時議長であった中島清助⁽²²⁾は、各派交渉会を招集して対策を協議、米内山議員の方も失言問題を弁明、問題発言を取り消した。しかし、自由党側は陳謝の意が表明されていないと強硬な懲罰論に決し、翌14日、本会議で懲罰動議が出され、無記名投票の結果、賛成34票、反対10票、白紙2

票で懲罰動議が成立し、米内山議員は議員除名の処分を受けるはめになった。

この時、自由党内で強硬論が出てきた背景を、弁護士の二葉宏夫は『東奥年鑑 昭和27年版』を引用して次のように説明する。「懲罰動議の提案趣旨説明で、田中助蔵議員（自由党）は“米内山氏は緊急質問中不相当と認めて一部字句を自ら取り消したが、その態度は不謹慎かつ誠意も認められぬ、ことに重ねて土建業者を土方と称するような言辞を弄してかえって侮辱の度を増している”」、と指摘している⁽²³⁾。

米内山議員はこの除名処分を不当として3月24日、寺井俊正・弁護人を代理人として県議会と中島清助・議長を相手に、「県議会議員除名処分無効」の行政訴訟および同訴訟判決まで「除名処分執行停止命令」の要求書を青森地方裁判所民事部に提起した。これを受けて、青森地裁は4月27日、「除名処分の効力発生を本訴の判決確定まで停止する」との決定を出した⁽²⁴⁾。

この決定に対して、自由党議員が協議した結果、対抗措置として現行法で定められている行政事件訴訟特例法の第10条第2項「但し執行の停止が公共の福祉の重大な影響を及ぼすうれいのあるとき、および内閣総理大臣が異議を述べたときはこの限りでない。裁判所はいつでも第2項の決定を取り消すことができる」に基づき、直ちに正副議長を上京させ、内閣総理大臣への異議申し立てを促す運動を続けた。こうして、米内山除名をめぐる青森地裁の処分決定は、全国的な話題となり、自治庁と法務庁を巻き込んだ形で展開された⁽²⁵⁾。

政府は行政訴訟特例法に基づき、「総理大臣の異議申し立て」を行った。だが、青森地裁は再度決定を出してこれを退けた。そこで、県議会側は最高裁に特別抗告した。しかしこれも棄却され、後述するように、翌1953年1月7日、青森地裁は「除名処分は著しく正義に反し違法である」として、除名処分の取消しを言い渡した。そのため、県議会側も1月19日、全員協

議会で訴追することの断念を決定。ここに、米内山議員の除名は10ヵ月でもって取り消されることになった、わけである⁽²⁶⁾。

4. おわりに一除名解除

本訴訟を審理した青森地裁は、1953年1月7日、判決を言い渡した。その中で、「米内山議員の発言は、侮辱的言辭で懲罰事犯に該当するものの、しかし、一部議員の野次に誘発された不用意かつ偶発的発言で、しかも即日会議においてその一部を取り消しており、これらの事実を総合判断すれば、除名処分にしなくても他の方法により議会の秩序を維持し、品位と権威を保持し得るのに、極刑である除名処分に付したのは、議会の議員に対する懲罰権の限度をはるかに逸脱し、著しく正義に反し、違法な処分として取消しを免れない」とした⁽²⁷⁾。

こうして、米内山県議員の除名問題は、“多数派の暴挙”の悪例を残したものとして、各方面から鋭い批判を浴びることになった。実際、地元の『東奥日報』紙が実施した世論調査でも“懲罰は過酷である”として、県民の間ではむしろ除名処分に反対する意見が圧倒的であった⁽²⁸⁾。なお、これまで、県議会の無所属議員は自由党と同調の形をとってきた。しかし、米内山事件をめぐって自由党への批判が強まり、是々非々主義の独自の立場をとるため、5月27日、8人で「校正会」を結成し、会派としての届けを行った⁽²⁹⁾。

本論の冒頭でも指摘したように、本県の革新勢力を代表する米内山は、旧制中学を中退後、戦前に農民運動に参画、戦後は政界に進出、社会党の県議、衆議院議員となり、住民運動の指導者として名をなした。米内山は、長らく本県の政治に関与し続けた偉大な政治家の一人であった。政治家として注目すべきは、終始一貫した“清廉潔白”な姿勢であろう⁽³⁰⁾。それが、今回取り上げた「県会議員除名事件」や「米内山訴訟」の当事者としてよく知られている米内山の立場や姿勢に具現されている、といっても過

言でない。

本章では、単に、舌禍事件を起こした県議時代の米内山義一郎の政治行動だけでなく、広く“政治家”としての行動を歴史的歩みの中で位置づけながら検討した。

〈注〉

- (1) 『東奥年鑑 昭和27年版』〔東奥日報社, 1952年〕, 91頁。
- (2) 『新聞記事に見る青森県日記百年史』〔東奥日報社, 1978年〕, 749頁。
- (3) 和田忠志「米内山義一郎」『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕, 731頁。
- (4) 米内山義一郎に関しては、むつ・小川原巨大開発の反対し米内山訴訟を支持する会編『米内山義一郎の思想と軌跡』〔有限会社マイプリント, 1999年〕, 112~114頁, 藤本一美『戦後青森県の保守・革新・中道勢力—青森県選出の国会議員』〔志學社, 2017年〕, 第一部第3章を参照されたい。
- (5) 和田, 前掲書「米内山義一郎」『青森県人名事典』, 731頁。
- (6) 松岡孝一『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社, 2000年〕, 219頁。
- (7) 富岡敏夫「米内山義一郎と社会党」『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』〔有限会社マイプリント, 2010年〕, 65, 67頁, 沼田忠志, 前掲書「米内山義一郎」『青森県人名事典』, 731頁。
- (8) 米内山県議員の除名問題については、さしあたり、藤本一美『現代青森県政治史 1945~2015年』〔志學社, 2016年〕, 52~54頁を参照。
- (9) 前掲書『新聞記事に見る青森県日記百年史』, 749頁。
- (10) 『東奥日報』1963年11月22日。
- (11) 富岡敏夫, 前掲書「米内山義一郎と社会党」『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』, 71頁, 1976年の総選挙での米内山の落選に関して、東奥日報紙は、次のように分析している。「中でも米内山は大半の町村で前回の票を維持できず、次点にも手が届かない惨敗。むつ小川原開発一本やりの日常活動が、裏目に出た感じだ」(『東奥日報』1976年12月6日)。
- (12) 清水誠「続・市民の目 4, 米内山さんの歩みと語録—市民法の鑑」『法律時報』第71巻8号(1999年7月), 112~113頁。
- (13) 「米内山義一郎氏が死去」『東奥日報』1992年10月6日。
- (14) むつ・小川原巨大開発の反対し米内山訴訟を支持する会編, 前掲書『米内山義一郎の思想と軌跡』, 107頁。
- (15) 松岡, 前掲書『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』, 216頁。
- (16) 「元社会党代議士の米内山氏死去」『陸奥新報』1992年10月6日。

- (17) 「米内山義一郎氏が死去」『東奥日報』1992年10月6日。
- (18) 同上。
- (19) 松岡, 前掲書『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』, 216頁。
- (20) 富岡, 前掲書「米内山義一郎と社会党」『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』, 72~73頁, 「昭和51(1976)年の総選挙で一区二候補による共倒れを招き, 以来, 党県本部との間で離反傾向が強まっていた」(『東奥日報』1979年8月4日)。
- (21) 同上, 富岡敏夫「米内山義一郎と社会党」『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』, 74~75頁。
- (22) 中島清助は, 1898年田名部(むつ市)に生まれる, 田名部尋常小学校卒, 大湊電灯株式会社取締役, 田名部町議員, 県議, 自民党下北分所長, 県会議長を務める, 1982年死去, 前掲書『青森県人名事典』, 479頁。
- (23) 二葉宏夫『青森県の事件五五話』[北方新社, 1981年], 177頁。
- (24) 前掲書『東奥年鑑 昭和28年版』, 50頁。
- (25) 同上。
- (26) 前掲書『新聞記事に見る青森県日記百年史』, 749頁。
- (27) 二葉, 前掲書『青森県の事件五五話』, 179頁。
- (28) 前掲書『新聞記事に見る青森県日記百年史』, 749頁。
- (29) 前掲書『東奥年鑑 昭和27年版』, 80頁。
- (30) 米内山は社会党所属議員として, 貧しい選挙資金でもって選挙戦を戦い抜いてきたという点で, カネには縁がない“井戸堀政治家”, であった(富岡, 前掲書「米内山義一郎と社会党」『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』, 68頁)。

*参考文献

- 【1】むつ・小川原巨大開発の反対し米内山訴訟を支持する会編『米内山義一郎の思想と軌跡』[有限会社マイプリント, 1999年]。
- 【2】『米内山義一郎生誕100年記念誌—米内山義一郎の生き方』[有限会社マイプリント, 2010年]。
- 【3】清水誠「統・市民の目 4, 米内山さんの歩みと語録—市民法の鑑」『法律時報』第71巻8号(1999年7月)。
- 【4】松岡孝一『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』[東奥日報社, 2000年]。
- 【5】二葉宏夫『青森県の事件五五話』[北方新社, 1981年]。
- 【6】藤本一美『現代青森県政治史 1945~2015年』[志學社, 2016年]。
- 【7】藤本一美『戦後青森県の保守・革新・中道勢力—青森県選出の国会議員』[志學社, 2017年]。

- 【8】『新聞記事に見る青森県日記百年史』〔東奥日報社，1978年〕。
- 【9】『青森県人名事典』〔東奥日報社。2002年〕。
- 【10】『東奥年鑑 昭和27年版』〔東奥日報社，1952年〕。
- 【11】『東奥日報』。
- 【12】『陸奥新報』。

第2章 苫米地訴訟

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. 苫米地義三の生涯
3. 苫米地訴訟
4. おわりに一苫米地訴訟の意義

(注)

*参考文献

〈苫米地義三〉



(1880年12月25日～1969年6月29日)

1. はじめに一問題の所在

苫米地訴訟とは、衆議院の解散で衆議院議員の職を失った原告の苫米地義三が、任期満了までの職の確認と歳費の支給を訴えて争った事件である。原告の名をとって、一般に「苫米地訴訟」と称されている。判決の方も苫米地判決と呼ばれ、その中で、“統治行為論”⁽¹⁾が大きな争点となった。

第三次吉田内閣は、1952年8月28日、日本国憲法第7条第3項に基づき、突然衆議院を解散した(=“抜き打ち解散”)⁽²⁾。原告の苫米地義三はこの当時、青森県旧第二区選出の衆議院議員だった。だが、この解散により失職、解散によって行われた衆議院議員・総選挙には立候補しなかった。いわゆる「憲法第7条」による衆議院解散は初めてのケースであって、そのため、原告の苫米地は同第69条によらない解散は憲法に違反すると主張したのだ。なお、これに先立ち苫米地は本件について最高裁判所に直接出訴している。しかし、最高裁は警察予備隊違憲訴訟の先例によって訴えを却下している。

裁判の過程において、下級審では“統治行為論”を否定したものの、一審(東京地方裁判所1953年10月19日判決)では請求を認容、次いで二審(東京高等裁判所1954年9月22日判決)では一審を破棄、原告敗訴と結論が分かれた。

次いで、最高裁判所の1960年6月8日大法廷判決では、衆議院解散に高度の政治性を認め、違法の審査は裁判所の権限の外にあるとする“統治行為論”を採用して違法性の判断を回避、上告を棄却した。ただ、解散について合憲性判断を行い得るとし、それにしたがって本解散が合憲・有効であるとする少数意見もあった。

ところで、原告の苫米地義三は1880年12月25日、青森県上北郡藤坂村(現十和田市)に生まれ、1959年6月29日に東京で死去している。苫米地は札幌中学を経て、1903年、東京高等工業(現・東京工業大学)を卒業。肥料、油脂業界で活躍、日本化学工業会社専務、日本硫安会社専務などを

務めた後、1940年、東北興業副総裁、1945年、日産化学工業社長に就任した。

苫米地は、戦後の1946年、日本進歩党から衆議院・総選挙に出馬して当選、また1947年、民主党結成に参画、片山内閣の運輸相、民主党幹事長、および芦田内閣で国務相兼官房長官を務めた。1950年、国民民主党を結成して最高委員長となり、1951年、「サンフランシスコ講和会議」に全権委員の一人として参加した。すでに述べたように、苫米地は、1952年8月の衆議院解散＝「抜き打ち解散」に際し、これを違憲だとして提訴したが敗訴した。そこで1953年には、参議院議員に転出・当選、これを一期務めた。だが、1959年6月、参院選挙の演説中に倒れて死去した。なお晩年には、雅号を「和耕」と称した⁽³⁾。

上で述べたように、苫米地義三は、衆議院の解散で衆議院議員としての地位を失い、衆議院の内閣不信任決議を経ずに内閣によって一方的に行われた衆議院の解散について合憲性を争った。最高裁は、国家統治の基本に関する「高度に政治性のある国家行為のごときは」、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、このような国家行為は、裁判所の司法権の外にあり、その判断は、主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会などの政治部門の判断にまかされ、最終的には国民の政治判断にゆだねられているものと解するべきだ、とした。つまり、「衆議院の解散は、高度の政治性のある国家行為であり、司法審査の対象外となると」して、いわゆる“統治行為論”への道を開いた⁽⁴⁾。

そこで本章では、戦後青森県の政治争点の一つとして、いわゆる「苫米地訴訟」を取り上げる。論述は、前半で、苫米地の出生、経歴、選挙戦、および政治家としての特徴を描く、続いて後半では、苫米地訴訟の問題点を検討、最後に苫米地訴訟の歴史的意義を問うてみたい。

2. 苫米地義三の生涯

既述のように、苫米別義三は1880年12月25日、青森県上北郡藤坂村（現十和田市）において、苫米地金次郎の三男として生まれた。苫米地家は、関東管領上杉憲政の末裔、山内上杉流苫米地家の一族で、古くは中臣鎌足まで遡ることができる名門家系である。高等小学校を卒業した1894年、4年前に両親が開拓に出かけた北海道に渡り、1900年、旧制札幌中学を経て、東京高等工業（現在の東京工業大学）応用科学科を卒業、卒業後は、大阪の阿部製紙を振り出しに肥料油脂工業関係の会社で活躍した⁽⁵⁾。

苫米地は大阪硫槽から大日本造肥料取締を経て、東北興業副総裁、日産化学工業社長、および日本油脂株式会社社長に就任、また全国肥料商業組合理事長、経団連理事を歴任、肥料関係など50社に関わっている。この間、破産した八戸銀行の再建にも尽力、副頭取に就任、さらに、私財を投じて「財団法人昭和謝恩会」を設立、青少年の育英事業を行った⁽⁶⁾。

苫米地は戦後の混乱期に、疎開先の藤坂村から日本独立回復のため政界への進出を決意した。森田重次郎が公職追放されたので、その代わりに、1946年4月の衆議院・総選挙で、青森旧第一区から日本進歩党の公認として出馬・当選、政界入りを果たした。以後、衆議院議員に当選すること三回、参議院議員にも一回当選。進歩党では、政務調査会長に就任。その後、1947年3月、日本民主党の結成に参画、片山内閣の下では、運輸大臣を務めた。翌1948年3月には、芦田内閣の下で、内閣官房長官に就任している。

苫米地は1950年4月、国民民主党の結成に際し、同党の最高委員長に推薦されこれを受けた。そして、翌1951年9月、「サンフランシスコ講和会議」に、吉田茂・首相、池田勇人・蔵相ら6人とともに代表団の一員となり、野党を代表して全権委員として出席、対日講和条約に調印した。健全野党の行動を貫くはずであった苫米地は、党内の議論を超えて外交だけは超党派であるべきだ、という信念を持っていたのだ⁽⁷⁾。

吉田首相は、1952年8月、自由党内の反吉田派の動きを制して、「抜き

打ち解散」⁽⁸⁾を断行した。だが、苫米地はこれを違憲だとして立候補せず、選挙無効の訴訟を起こし、東京地裁で勝訴した。しかし第二審では敗訴、上告したものの最高裁は“統治行為論”で上告を破棄した。この経緯は、「苫米地事件」としてよく知られている。

苫米地は、1953年4月、参議院・通常選挙で、改進黨から全国区に出馬して当選、改進黨の参議院議員会長を務めた。改進黨が日本民主党に合流するや最高委員に就任する。その後民主党は、結成した自民党に合流した。苫米地は1959年の参議院・通常選挙で、遊説中に発病・死去。享年78歳であった。

① 衆議院議員・参議院議員

政治家としての苫米地義三のスタートは、戦後1946年4月の衆議院・総選挙が初めてである。この時、一県一区の大選挙区で、定員7名に34人が立候補した。苫米地は進歩党公認で出馬、3万2,531票を獲得して、ベテラン政治家の工藤鉄男（2万9,336票）を押さえて、最下位の七位に滑り込んだ。時に、苫米地は67歳、当選者の中では最も高齢で、かなり遅い政界進出であった⁽⁹⁾。

次いで、苫米地義三は翌1947年4月の衆議院・総選挙で、今度は青森旧第一区から民主党公認で出馬、2万8,546票を獲得、夏堀義一郎（2万6,583票）を制して、第三位で悠々当選した。地元の『東奥日報』紙は当選した7人の代議士プロフィールを紹介しており、苫米地について次のように伝えている。

「政界は一年生—肥料の苫米地氏……肥料の苫米地で通り昨暮の総選挙で三浦一雄、森田重次郎氏らに推されて出馬、実業界から政界入りした新人。政界一年生だけに大衆性に乏しく、今次選挙に一次苦戦を伝えられたが、実力がモノをいって再選された」⁽¹⁰⁾。

苫米地は、1949年1月の衆議院・総選挙でも民主党公認で出馬、4万

2,990票を獲得、小笠原八十美（5万0,665票）に次いで第二位で当選、ただ、71歳の高齢に達していた。

『東奥日報』紙は、苫米地当選の様子を、次のように報道している。「悠々当選した苫米地義三氏は語る—私が県民に公約するのはわが党のかかげる中道政治の誠実な履行である。……その根底となるものは、財政の均衡生産増強による賃金、物価の安定である。対日為替ルートの設定も外部から側面的にこれを促進しようとするもので私はまずこうした問題の解決に努力したい」⁽¹¹⁾。

だが、1952年10月の衆議院・総選挙では、苫米地は現役議員であったにもかかわらず、出馬断念に追い込まれる。とういうのは、「森田（重次郎）との関係があった。戦後第一回目の選挙で、森田の公職追放で森田の身代わり候補であった苫米地が、森田復帰ということから、次回の参院選にタナ上げされた」のである。当時の政治情勢を見ると、公職追放組が政界に復活し、だから苫米地に勝ち目はなかった。苫米地は、情勢を深く判断した上で、総選挙の不出馬を声明した、のであろう⁽¹²⁾。

そこで苫米地は、1953年4月、改進黨から参議院・通常選挙で全国区に打ってでて、当選を果たした。南部と肥料界の基礎票を土台に、国会議員の議席を手にしたのだ。19万7,099票を獲得したが、その中で14万票は県内からの票で占められ、順位は40位であった。参議院に転じた苫米地は、改進黨・参議院議員会長を務め、改進黨が民主党に合流し最高委員に就任、その後、結党された自民党に合流した。苫米地は、いわゆる「1955年体制」の先駆的役割を果たした、とあってよいだろう⁽¹³⁾。

② 国務大臣（運輸相・内閣官房長官）

苫米地は、片山内閣の下で運輸大臣に就任した。衆議院議員としてわずか2回目の当選にすぎなかった。公職追放で大物議員の出番がなくなったとはいえ、幸運な大臣就任であり、短期間での異例の出世ぶりである。民

民主党最高顧問の榎橋渡は、苦米地について次のように評している。

「彼のもの柔らかかそうな外皮の中には、実は粘りのあるシンの強いものを隠している。彼は決してでしゃばることをしなかった。しかし皆がお世辞にでも委員長に推せば別に遠慮せず平気で受ける人物であった。その辺が戦前派の政治家と違う能率主義なのかもしれない」⁽¹⁴⁾。衆議院二回目の当選で、他党の率いる内閣に大臣の椅子を占めたということは、苦米地の「人格手腕がものをいった結果」だからである⁽¹⁵⁾。

片山内閣で副総理や外相を務めた民主党総裁・芦田均が3月10日、社会、国民協同との後継連立政権を組閣した。苦米地もまた乞われて入閣、国務大臣兼内閣官房長という要職に就任して、政権を切り盛りした。このとき、苦米地はことさら自分の地位を求めるようなことはせず、ただ芦田首相のよき女房役として働いた。だから、苦米地官房長官は、新聞記者たちから非常に好感をもたれた。というのも、「物事を隠すようなことをせず、またどうしても公表されて困るような事は書かないことを条件にして話す。しかもそれには嘘が少しもなかった。いつも気軽に応じてくれた態度で話し合った」からだ⁽¹⁶⁾。

しかし、1947年11月30日、苦米地は運輸大臣をわずか半年で辞任、また内閣官房長官も7ヵ月で退陣した。苦米地が衆議院に議席を有したのはたったの三回で、年数にして6年余に過ぎなかった。その間の出世ぶりは異常で、政界では羨望の的となったのは想像に難くない。『東奥日報』紙の松岡孝一記者は、このような苦米地を「目くるめくるような要職を衆議院議員初当選以来わずか3期のうちにこなしてしまった。このような短時間で脚光を浴びた人は他に戦前、戦後を通じて県内の政治家にはいない」と評している⁽¹⁷⁾。

③ 政治家「苦米地」

苦米地は当初、「中道政治」を目指した。だが、次第に保守に移行して

いった。ただ、当時としてはかなりの年齢にもかかわらず新鮮さを維持、敗戦後の新時代に生きる感覚を身につけた政治家であった。苫米地は元をただせば、技術屋であって政治家ではなかった。実業家および政治家時代を通じて、終始一貫しているのは、苫米地の物の考え方である。それは極めて論理的で、それに合致しなければ、容易に納得しなかった⁽¹⁸⁾。

そんな苫米地のことを、後に県知事を務めた竹内俊吉・衆議院議員は、次のように評している。「私は実業家時代の苫米地義三を知っているが、非常に物事の条理を重んじる人で条理の立たないことには損得をヌキに反対する。その反面、条理の前には極めて責任感が強い」⁽¹⁹⁾。

けれん味のない常識人であった苫米地は、よほど先に見える政治家であった、と思われる。だから、選挙情勢を分析する場合も、自分で現場を確認する“苫米地流実践法”を採用した、という⁽²⁰⁾。

1949年、衆議院・総選挙で三回目の当選を果たした苫米地は、民主党の最高委員（党首）に就任した。そして、1951年9月、「サンフランシスコ講和条約」会議には民主党を代表して、晴れて日本全権委員の一人として出席、対日講和条約に調印した。苫米地にとって、政治家として最高の瞬間であった。

苫米地は、“政治は誠なり”という信念を持ち、選挙演説中は決して、「私に皆さまの清き一票をご投票願います」という意味の言葉を一度も発しなかった、という⁽²¹⁾。苫米地が衆議院議員に当選した一年生議員のときの国会は、憲法改正が焦点であった。苫米地は衆議院議員として、現行憲法の起草にタッチし、自ら『革新憲法と信託主義思想』というタイトルのパンフレットを公刊している⁽²²⁾。苫米地は過去の輝かしい経歴からして、新しく構成された衆議院において既に大物だった。それは1946年の暮れ、吉田内閣が苫米地を税制調査会長に任じたことでも明らかである。今日の納税申告制度は、実はこのとき案出されたもので、「人間の性は善なりという苫米地の信奉する哲学を政治の具現した一つの働き」であった⁽²³⁾。

3. 苫米地訴訟

すでに本章の冒頭でも述べたように、第三次吉田茂内閣は1952年8月28日、衆議院の解散を断行した。この当時、衆議院議員だった苫米地義三は、これを“抜き打ち解散”だとして違憲・無効を主張。任期満了までの歳費を支払うよう提起した。

訴えられた国は、この解散について統治行為論を展開、審査権は及ばないものと主張した。第1審・控訴審とも、この解散の合憲性について審査、第1審では違憲・無効とし原告側の主張を認めた。しかし、控訴審では、一転、第1審を取り消し原告側の請求を棄却、そして上告審である。

判決文は冒頭で、「わが憲法の三権分立の制度の下においても、司法権の行使についておのずからある程度の制約は免れないのであつて、あらゆる国家行為が無制限に司法審査の対象となるものと即断すべきでない。

直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである」と概観。

その上で、「この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきものである」と指摘。

最後に、「衆議院の解散は、衆議院議員をしてその意に反して資格を喪失せしめ、国家最高の機関たる国会の主要な一翼をなす衆議院の機能を一時的とは言え閉止するものでこれにつづく総選挙を通じて、新たな衆議院、さらに新たな内閣成立の機縁を為すものであつて、その国法上の意義は重

大であるのみならず、解散は、多くは内閣がその重要な政策、ひいては自己の存続に関して国民の総意を問わんとする場合に行われるものであつてその政治上の意義もまた極めて重大である」と結んでいる⁽²⁴⁾。

憲法第69条では、「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」と定めている。だが、今回の衆議院解散は内閣不信任決議を受けたものではないから、この第69条に基づくもの、とはいいがたい。

しかし、吉田内閣は1952年11月21日、午前中に閣議で決定した詔書を、その日の午後、衆議院の議場で伊吹議長が「憲法第7条により、衆議院を解散する。御名御璽」と読み上げた。憲法第7条では、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。」として、以下、「①憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。②国会を召集すること。③衆議院を解散すること。④国会議員の総選挙の施行を公示すること。⑤国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。」など10項目の「国事行為」について定めている。憲法第4条では、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」と規定していることから、憲法第7条の規定は限定列举であり、「その他」もありうる例示列举ではない。

憲法第7条の「①憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること」についてみると、たとえば「憲法改正」であれば、憲法の規定にもとづいてすでに決定した憲法改正を、あとから天皇が「公布」するのであり、「法律」であれば憲法の規定にもとづいて国会が議決して、すでに成立した法律を、あとから天皇が「公布」するのである。だから「③衆議院を解散すること」についていえば、憲法の規定にもとづいてすでに決定した「衆議院の解散」を、あとから天皇が宣するという意味である、と思われる。

「憲法改正」であれば根拠条文は第9章の第96条であり、「法律」であれば根拠条文は第4章のとりわけ第59条である。だから同じく「衆議院の解散」であるとするならば、前述の第69条である。「④」から「⑩」についても同様で、いずれの場合であれ「内閣の助言と承認」を経て行うもので、内閣は憲法上の明文規定にもとづき天皇に「助言」したり、その国事行為を「承認」したりするのである。

今回の解散のように、憲法に根拠規定のない解散が許されるという論理では、憲法第96条にもとづかない「憲法改正」の「公布」や、憲法第59条にもとづかない「法律」の「公布」も可能になってしまう。だから、憲法第7条に限定列举された衆議院の解散の根拠が第7条だというのは、いわば循環論法であって到底成り立たない、と思われる⁽²⁵⁾。

たとえば、高校生向けの「政治経済」教科書の記述をみると、『第一学習社』は、「憲法第69条の規定によらずとも、内閣は衆議院を任意に解散できる（いわゆる7条解散）」と全く素っ気ない。一方、『実教出版』では、「内閣不信任の決議がなされた場合以外にも、総選挙のあと、国政上重要な問題が生じ、改めて民意を問う必要があると判断した場合、内閣は衆議院を解散することができる。」としている。しかし今回の“抜き打ち解散”の場合には、「国政上重要な問題が生じ、改めて民意を問う必要があると判断した場合」に該当する具体的争点があった、必ずしもいえない。

毛利透・京都大教授が著作者として加わっている『数研出版』では、最も踏み込んだ説明をしている。すなわち「憲法上、第69条による解散（69条解散）以外にも衆議院を解散できるのかについて明確な規定はない。実際には第7条3号（天皇の国事行為への助言と承認）を根拠に、不信任決議の成立がなくても内閣は独自の判断で解散できるとされている。新憲法下での内閣不信任案が可決された例は、1948・53・80・93年の4回で、いずれも内閣は10日以内に衆議院を解散した。なお、かつて7条解散の合憲性が問われたが、最高裁は統治行為論により憲法判断を回避した」。

このように、高校の政治・経済の教科書などでは、裁判所が「違憲立法審査権」を行使することで権力の相互抑制がはかられる、と説明している。だが、苫米地訴訟判決の論理はまったく逆で、「特定の明文による規定はない」のに「三権分立」原理を理由として、違憲立法審査権を放棄している。

実際には、「極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為」であればこそ憲法上の責務を果たすべき最高裁判所が、そのことを理由に判断を回避しているのだ。しかも「司法裁判所の権限の外」というのは議院内閣制の趣旨に反する一種の“倒錯した論理”に他ならない、と思われる⁽²⁶⁾。

4. おわりに—苫米地訴訟の意義

実は、内閣による衆議院の解散が果たして、憲法第69条により衆議院で内閣不信任案が可決された場合に限られるのか、それ以外の場合でも認められるのかについて、戦後独立当初から、憲法上の大きな論点の一つとされてきた。日本憲法の規定を素直に読めば、憲法第45条が衆議院の任期は4年と定めており、憲法第69条がその例外としての内閣不信任案可決に対抗する衆議院解散を認めている。だから、解散は憲法第69条の場合に限定されるということになるはずだ。事実、憲法草案に携わった「連合国総司令部（GHQ）」も、衆議院解散を憲法第69条所定の場合に限定する解釈を採っていた。現行憲法下での最初の衆議院解散となった1948年のいわゆる“馴れ合い解散”は、野党が内閣不信任案を提出して形式的にそれを衆議院で可決、「69条所定の事由による解散」とする方法が採られた⁽²⁷⁾。

その後、我が国では、野党側が早期解散を求める政治状況の下で、解散事由を限定する考え方は実務上とられなくなり、1952年の独立後第2回目以降の衆議院解散は全て、天皇の国事行為を定めた憲法第7条によって行われてきた。

1952年、いわゆる「抜き打ち解散」で議席を失った苫米地議員が、解散

が違憲であると主張して議員の歳費を請求する訴訟を起こした。これに対して、高等裁判所は憲法第69条によらない憲法第7条による衆議院解散を合憲と認め、最高裁判所は、いわゆる統治行為論を採用、高度に政治性のある国家行為については法律上の判断が可能であっても裁判所の審査権の外にあり、その判断は政治部門や国民の判断に委ねられるとして、違憲審査をせずに上告を棄却したこともあって、その後、憲法第69条によらないで、憲法第7条第3項による衆議院解散が慣例化した。

だから、苫米地訴訟は、衆議院の解散権の根拠として、憲法第7条第3項を根拠とする説に異議を唱えたものとして、高く評価されている。日本国憲法を正しく読むならば、衆議院の解散については、憲法第67条を根拠とすべきが正当であって、「憲法7条」説は、内閣が野党に追い立てられ、内閣不信任案の可否を問うた事実を隠蔽するために、内閣が主導権を行使した形をとったものに他ならない。

確かに今日では、衆議院の解散が憲法第7条第3項に基づくとするのが、憲法解釈上、ほぼ定説となっている観がある。しかし、それは間違った憲法解釈だと言わざるを得ない。その意味で、苫米地義三は、この点を正しく認識していた政治家の一人であった。

〈注〉

- (1) 苫米地義三は、衆議院の解散により衆議院議員の座を失い、衆議院の内閣不信任決議を経ずに内閣によって一方的に行われた衆議院の解散について合憲性を争った。最高裁は、国家統治の基本に関する「高度の政治性のある国家行為のごときは」、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、このような国家行為は、裁判所の司法権の外にあり、その判断は、主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会などの政治部門の判断にまかされ、最終的には国民の政治判断にゆだねられているものと解するべきだ、とした。つまり、「衆議院の解散は、高度の政治性のある国家行為であり、司法審査の対象外となると」して、いわゆる「統治行為論」への道を開いた（戸松秀典「統治行為」『平凡社 大百科事典、第8巻』〔平凡社、1985年〕、652～653頁）。

- (2) 藤本一美『解散の政治学—戦後日本政治史』〔第三文明, 2002年〕参照。
- (3) 林田忠「苫米地義三」『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕, 463頁, 藤本一美『戦後青森県の保守・革新・中道勢力』〔志學社, 2017年〕第一部第3章。
- (4) 戸松, 前掲書「統治行為」『平凡社 大百科事典, 第8巻』〔平凡社, 1985年〕, 652~653頁。
- (5) 「苫米地義三」松山弘志『百五十九人の大臣』〔クサカ印刷所自費出版センター, 2001年〕, 392頁。
- (6) 前掲書「苫米地義三」『青森県人名事典』, 463頁。
- (7) 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』〔和耕禄刊行会, 1976年〕, 114頁。
- (8) 抜き打ち解散については, 藤本, 前掲書『解散の政治学—戦後日本政治史』, 第4章を参照。
- (9) 木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社, 1989年〕, 19頁。なお, 木村は, 「本県においても, 公職追放の森田重次郎の身代わり候補として苫米地義三が立候補し, 最下位ながら当選した」, と記述している(同上, 20頁), 苫米地義三述, 長沢玄光編著『苫米地義三回顧録』〔浅田書店, 1951年〕, 299頁), 苫米地は, 追放された森田重次郎の地盤を主とし, 三浦一雄の地盤を従として, 七戸町の中野吉十郎を選挙事務長に体制を整えた。八戸地区は神田市長の民主系を頼りに, 阿部真之助に後援を頼んだ(前掲書, 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』, 43頁)。
- (10) 『東奥日報』1947年4月27日。
- (11) 同上, 1949年1月25日。この中で, 苫米地は「保守提携は考えられず, 修正資本主義の立場で, 中道政治の確立をめざす」, と語っている(同上)。
- (12) 木村, 前掲書『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』, 68頁, ただ木村は, 「はた目には, 森田, 苫米地の二人の関係と見過ごされたが, 選挙戦に入って, 苫米地が森田を支援しないところに, この関係は釈然としないものがあつた」, と指摘している(同上)。衆議院に三期当選した苫米地は, 運輸大臣, 内閣官房長官を務め, 本来ならば参議院に転出する必要はなかった。義理堅い点が窺われる。しかし, こうした勿体ぶらない態度が政治家として立っていく以上, 果たして得策かどうかは疑問を感じる(苫米地義三述, 長沢玄光編著, 前掲書『苫米地義三回顧録』, 308~310頁)。
- (13) 松岡孝一『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社, 2000年〕, 196頁。
- (14) 同上, 194頁。
- (15) 檜橋渉「わが人物評—苫米地義三」『日本経済新聞』1955年3月28日, 前掲書, 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』, 84頁より再引用。
- (16) 苫米地義三述, 長沢玄光編著, 前掲書『苫米地義三回顧録』, 303頁。
- (17) 苫米地義三述, 長沢玄光編著, 同上『苫米地義三回顧録』, 308~309頁。当時,

記者たちは「先に緒方あり、今苫米地あり」といって、苫米地の名官房長官ぶりを称えた(同上, 309頁), 苫米地が芦田内閣の官房長官に就任したとき、第一に決意したことは「如何なる場合にも怒らぬことだった」という(長澤編, 前掲書『和耕 苫米地義三伝』, 50頁)。

- (18) 松岡, 前掲書『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』, 192頁, 苫米地が運輸大臣を辞任したのは、いわゆる「運輸大臣闇物資輸送事件」の責任をとったからだ(詳細は、苫米地義三述, 長沢玄光編著, 前掲書『苫米地義三回顧』, 306~307頁を参照)。
- (19) 『日本経済新聞』1955年3月28日, 長澤玄編, 前掲書『和耕 苫米地義三伝』, 84頁より再引用。
- (20) 松岡, 前掲書『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』, 195頁。
- (21) 苫米地義三述, 長沢玄光編著, 前掲書『苫米地義三回顧』, 300頁。
- (22) 同上, 255頁, 長澤玄編, 前掲書『和耕 苫米地義三伝』, 58~59頁, 苫米地は、国会議員が国民の信託により政治を行うという考えを展開、どちらかといえば、改憲論者であって、軍備を持たぬ独立国はあり得ない、と主張した(同上, 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』, 58, 74頁)。なお、苫米地は、石炭動力の利用が産業革命を起こしたのと同様に、次の産業革命は原子力の登場であることは最早間違いない事だとして、我が国でも原子力利用の準備研究を進めるべきだ、と述べている(苫米地義三「原子炉予算の意義—科学の進歩を見とおす政治」『朝日新聞』1954年3月19日, 同上, 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』, 81頁から再引用)。
- (23) 苫米地義三述, 長沢玄光編著, 前掲書『苫米地義三回顧』, 302頁。
- (24) 小林 節『政治問題の法理』〔日本評論社, 1988年〕, 172~173頁。
- (25) www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex = VL&deli_id =44358
- (26) <https://www.naturalright.org/constitution/> 立憲主義
- (27) 藤本, 前掲書『解散の政治学—戦後日本政治史』, 第4章参照。

*参考文献

- 【1】 戸松秀典「統治行為」『平凡社 大百科事典, 第8巻』〔平凡社, 1985年〕。
- 【2】 藤本一美『解散の政治学—戦後日本政治史』〔第三文明, 2002年〕。
- 【3】 藤本一美『戦後青森県の保守・革新・中道勢力』〔志學社, 2017年〕。
- 【4】 小林 節『政治問題の法理』〔日本評論社, 1988年〕。
- 【5】 林田忠「苫米地義三」『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕。
- 【6】 「苫米地義三」松山弘志『百五十九人の大臣』〔クサカ印刷所自費出版センター, 2001年〕。
- 【7】 長澤玄編『和耕 苫米地義三伝』〔和耕禄刊行会, 1976年〕。

- 【8】 苫米地義三述, 長沢玄光編著『苫米地義三回顧』〔浅田書店, 1951年〕。
 【9】 木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社, 1989年〕。
 【10】 松岡孝一『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社, 2000年〕。
 【11】 林田忠「苫米地義三」『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕。
 【12】 『東奥日報』。
 【13】 www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=44358。
 【14】 <https://www.naturalright.org/constitution/> 立憲主義。

第3章 「むつ製鉄事業」の挫折

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. むつ製鉄事業の推進・挫折
 - ① むつ製鉄事業の歩み
 - ② むつ製鉄事業と山崎岩男・知事
3. むつ製鉄事業の撤退・断念
 - ① むつ製鉄事業の撤退
 - ② むつ製鉄事業の断念
4. おわりに

(注)

*参考文献

〈山崎岩男知事〉



(1901年1月9日～1964年11月23日)

1. はじめに一問題の所在

青森県の砂鉄事業は、直営事業とはならなかったものの、本県、とりわけ下北地方の戦後史を語る場合、決して忘れることが出来ない問題である。下北地方では、太平洋戦争以前に当該地で産出される砂鉄を精錬する事業所（日本特殊鋼管）を立地、また、戦後も東北砂鉄鋼業が立地し、さらに1954年の通産省・未利用鉄資源調査委員会において、県内で国内全体の約4割、下北地方だけで国内全体の約2割という砂鉄埋蔵量が報告され、砂鉄の有効活用を目指した。

実際、東北開発社は1957年、再発足した際に選定された5大基幹事業の一つに砂鉄利用工業を掲げており、1958年から調査活動を開始、本県の下北地区に銑鋼一貫方式による特殊鋼工場の建設を目指した。その後、砂鉄鉦区の取得、精錬方式の決定等を経て1962年7月には、三菱グループ（三菱鉦業・三菱製鋼・三菱鋼材・東北砂鉄鋼業—1957年より三菱鉦業の傘下）との提携覚書が締結され、1963年3月に内閣総理大臣の認可を受けて、同年4月に資本金5億円で「むつ製鉄株式会社」が設立され、本社は東京都千代田区大手町に置かれ、事業所は青森県むつ市に設置された。

しかし、ちょうど1961年をピークに砂鉄銑の需要は減りはじめて、代わって高炉銑による安価で良質の鉄鋼が出回り始めていた。このような情勢変化もあって、数次に渡り実施計画が見直されたものの、いずれも企業化は困難であるとして1964年11月、三菱グループは撤退を表明するに至り、1965年4月、「むつ製鉄事業」推進断念の閣議了解がなされ、むつ製鉄会社は解散を余儀なくされた。また事業断念と同時に、三菱鉦業社長から東北開発社の第二代総裁となっていた伊藤保次郎も辞任した。

この間、3大事業の予定地だったむつ市は、1959年9月に市制を施行、新市の長期構想における大きな柱として位置付けられた砂鉄事業の受け皿、すなわち、大湊港下北ふ頭の岸壁整備をはじめ、三本松団地（現：中央団地）や平井団地（現：昭和団地）、むつ工業高等学校や大平中学校等のイ

ンフラを相次いで整備、また自噴井戸による個々の施設しかなかった田名部地区の上水道もこの時期に事業が開始された。さらに、初代むつ市長となった杉山勝雄は、当該事業の進捗に支障となることを危惧して、無所属（日本社会党系）から与党・自民党に入党した。しかし、むつ製鉄会社は設立からわずか2年で解散となり、その間、むつ市での実質的な事業活動はほとんどなく、経済波及の効果はないまま事業中止となった⁽¹⁾。

以上でみたように、「むつ製鉄」問題は事業計画の立案をめぐる難航、最終的に、伊藤東北開発総裁が1964年12月22日、高橋経済企画庁長官と会い、「むつ製鉄事業は、現況では事業実施は困難である」と報告、高橋長官もこれに同意した。次いで、翌1965年4月22日の閣議において、高橋経済企画庁長官はむつ製鉄問題につき「数次にわたり事業計画を立案したが、鉄鋼業における急激な構造変動により成案をうるには至らず、企業化は不可能な見通しとなった。このため事業の推進を断念し次の措置をとることにした」と報告、了承を得た。

「1、むつ製鉄、砂鉄原料両社を早期に解散させる。1、砂鉄資源の開発利用のための試験研究を行う。1、下北開発の見地から開発調査団を現地に派遣し地元とも相談のうえ開発のために具体案を検討し、その実現に努める。1、公共事業費などの配分については、下北開発推進に配慮する」⁽²⁾。

むつ製鉄事業から撤退することになった11月23日、この問題に政治生命をかけていた山崎岩男・前知事が永眠した。前知事から事業を引き継いだ竹内俊吉・知事も、政治的課題＝むつ製鉄事業を果たすために甚大な努力を傾けた。だが、結局、後進地域開発の願は見捨てられることになり、多くの無駄と犠牲を払う結果となった⁽³⁾。

本章では、戦後青森県における政治的争点の一つとして、「むつ製鉄事業」の計画とそれが断念されるに至った経緯を取り上げる。論述は、前半で、むつ製鉄事業の推進、挫折、および山崎知事の役割を検討する。そし

て後半では、むつ製鉄事業断念の背景、これに対する批判を行い、本県への事業誘致の問題点を指摘する。

2. むつ製鉄事業の推進・挫折

① むつ製鉄事業の歩み

東北開発には各種の施策があり、青森県の場合、その目玉となったのが「むつ製鉄」に他ならない。様々な曲折を経て砂鉄事業計画が政府の認可となったのは1963年3月20日、またむつ製鉄と砂鉄原料両会社が発足したのは、同年4月1日のことだ。これで事業は、順調に促進されるはずであった。しかしながら、現実はそのようには進捗しなかった⁽⁴⁾。

確かに、むつ製鉄が立案されるまでには、多くの背景があり、その歩みは決して単純なものではない。ただ、下北地方の砂鉄開発を熱心に推進したのは1956年、戦後二代目の民選知事に就任した山崎岩男であった。戦前に大湊町長であった、山崎知事は下北地方に眠る豊富な砂鉄資源に注目し、折しも波に乗りつつあった「東北開発」をこの砂鉄資源に関連させ、その結果、砂鉄工場の誘致という話が生じた、わけである⁽⁵⁾。

実際、砂鉄を原料とする下北地方の計画は、1957年の東北開発三法施行以来の懸案事項であって、青森県でも下北地域総合開発計画を策定し、発足間もない東北開発会社に砂鉄利用工業と石灰石炭利用工業の二つを要望した（事業費28億円）。そして翌1958年8月、東北開発会社の事業計画基本計画方針の中に取り上げられ、五大基幹産業として石灰石、砂鉄、木材、および天然ガスなどの工業利用と、下北地区に製鉄圧延の一貫工場の企業化が計画された。そして、1960年には砂鉄事業として3億円の予算が初めて認められ、翌1961年には17億円が計上されたのである。

しかし、東北開発会社がこの事業を独自で行うには、技術的にも、また市場販路の面からも課題が多かった。そこで、三菱系4社の協力を求め、これで生まれたのがむつ製鉄および砂鉄原料会社である。それ以降は、事

業計画の具体的計画が検討、年間特殊鋼15万トン（所要資金87億円）の第一案から、ステンレスを含めた第三案、特殊鋼6万6千トン、ステンレス3万トン（50億円）、および最終案といわれる第四案まで作成された。だがその一方で、あくまで採算を重視する三菱グループからは企業として成り立つ案ではないということで拒否されてしまい、大きな政治問題となった⁽⁶⁾。

むつ製鉄事業の断念の理由を要約するならば、①経営協力を約束した三菱グループが協定に違反して一方的に離脱したこと、②鉄鋼業一般の市況が軟調の上、高炉の製鋼技術の進歩により、砂鉄特殊鋼の価値と需要が低減し、高炉特殊鋼の量産体制が進んだこと、③砂鉄精錬の困難性は製品原価の切り下げを容易に許さず、新しい技術もいまだ安定しないため採算的に将来への見通しがつかめなかった、ためである。三菱グループ側としては採算がとれないことが明白になるにつれて、採算最優先という冷徹な「資本の論理」に徹し手を引いたのだ⁽⁷⁾。

1965年4月22日の閣議におけるむつ製鉄の事業断念にともない、竹内俊吉・知事は5月10日、県議会の第57回臨時会を招集した。竹内知事はむつ製鉄事業を断念したことについて、次のように報告した。「膨大な先行投資をし、下北住民の切なる期待が裏切られる結果となったことは遺憾であり、深くお詫びする。しかし、これまでの経緯を考えた場合、閣議了解事項をいかに実現させるかが、私に課せられた責務であると思う」。

これに対して社会党と共産党からは、①終始見通しが甘く、②多額の先行投資をし県民に損害を与え、政治不安をばらまいた、③閣議了解事項で自分の責任を免れようとしている、として知事不信任案が提出され、討論、採決ののち、賛成少数（自民党反対、第一クラブ退場）で否決した。その際、自民党から、「政府はその責任を明らかにするためにも誠意をもって閣議了解事項の具体化に努力、緊急かつ的確な措置をされることを要請する」という意見書が提出され、これを可決すると共に、新たに“下北開発

特別委員会”を設置した⁽⁸⁾。

② むつ製鉄事業と山崎岩男・知事

むつ製鉄事業の実現に政治生命をかけたのが、戦後二代目の民選知事であった山崎岩男である。1956年7月20日に知事就任以来、連続二期6年6ヵ月間務めた山崎県政も、1963年1月26日で終止符が打たれることになった。山崎岩男知事は、1月26日に開かれた県議会第54回臨時会で辞表が承認。県議会で辞任の挨拶は横山副知事が代理をして述べ、これに対して、自民党を代表した北村正哉・議員が在任中の功績を称えた送別演説を行った。山崎辞任の挨拶の中心は次の通りである。

「顧みれば昭和31年7月、知事に就任以来今日まで6年半、私は県政運営の基本線といたしまして、一つ、県民に対して経済生活の基盤を固めること。二つ、次世代をになう青少年の健全なる教育の振興をはかること。三つ、社会福祉施設の充実を講ずること—の三点を掲げ、県政振興のため鋭意努力して参ったのでありますが、幸いにして経済界の好況、政府の財源措置などもありまして、昭和36年度限りをもって財政再建準用団体を返上して健全財政を樹立することが出来ることになりました。

一方において県産業経済基盤の整備充実、高校生急増対策として高等学校の新増設、各種福祉施設の拡充整備等ある程度の成果をおさめることが出来、いささか御奉公申し上げることが出来ましたことは私の最も喜びとするところであります。特に私の多年の念願でありました下北砂鉄工場の建設が1月16日、(経済)企画庁の内示によって本ざまりとなりましたことは、県議会議員並びに県民各位の御支援と御協力のたまものであると心から御礼申し上げる次第であります」⁽⁹⁾。

これを受けて、北村正哉・県議員は、山崎知事の退任にあたり送別の演説を行った。北村議員は、下北の砂鉄開発事業の見通しがついたのを花道に、辞任を決意するに至った山崎知事の心境を語り、その上で、財政再建、

県庁舎の新築、および高校生急増対策など在任中の功績を称えた。次いで、県議会は発議第二号で、山崎知事に対する感謝状を上程、全会一致で可決した。

「知事山崎岩男殿は昭和31年7月、県民の与望を担って当選、就任以来6年6ヵ月にわたり在任、先ず財政の確立に全力を挙げ、昭和36年度をもって計画どおり累積せる赤字の解消を実現して県政の基盤を強化し、また県政三大方針として民政の安定、教育の振興、社会福祉の充実を公表し、道路の整備、テンサイ工場の誘致、青森、弘前、五所川原、十和田、三沢の各市に高校を新設する高校急増対策に善処する等、着々とその実績を挙げつつあることは県民ひとしく認めるところである。

特に多年悲願として政治生命をかけた砂鉄の工業化も東北開発会社の誘致で実現する運びとなり、下北開発の拠点はもちろん、本県第二次産業開発の端緒を拓く等県政発展のためにつくされた功績は極めて大なるものがある。

今回病気のため任期半ばにして退職することは県政将来のためまことに遺憾である。ここに県議会は満場一致をもって在職中の大きな功績を称え感謝の意を表する。右決議する。昭和38年1月26日 青森県議会」⁽¹⁰⁾。

その山崎岩男は、1964年11月22日に死去する。カゼのため県立青森病院に入院中で、その後、病状が悪化、持病の門脈高血圧症に急性肺炎を併発、帰らぬ人となった。ただ実際には、山崎はかなり健康を取り戻したといわれ、1965年6月に予定されている参院地方区から出馬することを自民党県連から公認されていた。このため各種の会合にも進んで出席、11月5日の青森空港開港式にも臨席した。しかし、その際カゼをこじらせて9日から入院、手当を受けていた⁽¹¹⁾。『東奥日報』紙記者の松岡孝一は、著作『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』〔東奥日報社、2000年〕の「官選知事と民選知事―座談100年史」の中で次のように記している。すなわち、A氏が「山崎の死を早めたのものは、むつ製鉄と工専だと思う」

と発言、山崎の知事としてのエネルギーな政治活動から判断して、この発言は遠からず当たっている、と思われる⁽¹²⁾。

山崎が11月23日朝に亡くなったことは、県政界や関係者に大きなショックを与えたのはいうまでもない。竹内俊吉知事は、23日昼、次のような「知事談話」を発表した。

「前知事山崎岩男君の死去はまことに残念でならない。政治家として山崎君は政策型というよりも実行型でよく仕事をされた。県政においては財政立て直しに苦心され、これを確立し、電気復元問題ではスポーツセンターを実現、県庁舎新築、高校急増対策、むつ製鉄事業推進など長く記録されるべき記録治績をあげられた。“誠実で馬力の強い山崎さん”は本県政界のホープとして来年の参院選には自民党公認がすでに決定し、当選が疑いなく再び政治で活躍を待たれていたのに全く残念である」⁽¹³⁾。

後年、竹内俊吉・知事は畏友・淡谷悠蔵との対談の中で、山崎知事から「私は健康上から、むつ製鉄の事業認可を花道に知事を辞めたい」といわれ、経済企画庁の大堀次官と掛け合い、「結局、(同16日)私の情報として認可内示の見通しのような電報を山崎に打った。山崎はその電報を見て辞任を決意したのですよ」、と山崎退陣の内幕を披露している⁽¹⁴⁾。

3. むつ製鉄事業の撤退・断念

① むつ製鉄事業の撤退

当初、むつ製鉄は、大きな期待をかけられた砂鉄事業であった。しかし一方では、次第に暗雲が漂い始めていた。まず、東北開発会社は放漫経営で財務が著しく悪化した。1963年度末の累積欠損額は22億円となり、経営の改善と安定が強く要請された。だが、1964年度もまた13億円を超える欠損金をだし、前期の繰り越し欠損金を合わせると35億7千万円に達した。その原因は、放漫経営、不十分な販売対策、管理機構の膨大、および金利償却の過大負担などがあった⁽¹⁵⁾。

高度経済成長の波は、鉄鋼のような基幹産業にも波及、技術革新に対応する新たな基地を求めて移動を開始した。実際、川崎製鉄の京葉地区進出が契機となり、富士製鉄が名古屋に大工場を建設する動きを見せ、また川崎製鉄は岡山県水島に、富士製鉄の大分県鶴崎、さらに八幡製鉄の千葉県木更津といった具合に基地建設計画が続々と公表された。ことに木更津計画は本県の「むつ製鉄」事業の実現に対して、大きな牽制となった。

何故、木更津計画が、むつ製鉄の重圧となったかということ、それは特殊鋼量産を打ち出しただけでなく、むつ製鉄の第一次案の平均単価トンあたり3万8,029円よりも千円ないし二千円も安くつくというコストの問題が表面化したからに他ならない。この計画そのものは、八幡製鉄が主導したものであったが、三菱製鉄も参加会社の一つに名を連ねていたのだ。だから、三菱グループ側としても、むつ製鉄に消極的になったのは否めず、やがてむつ製鉄の事業中止説が流れ始めた⁽¹⁶⁾。

こうした状況の中で、1964年になると、衆議院予算委員会でむつ製鉄問題が取り上げられ、宮沢喜一経済企画庁長官から「むつ製鉄の事業認可は今となっては疑問」とする発言が出た。事業を認可した責任官庁の長官がこのような発言をするので、事態は絶望的になっていった。そこで、青森県側では、1964年8月6日、田澤吉郎・衆議院議員、中島県議会むつ製鉄特別委員長、および杉山むつ市長が、池田勇人首相の私邸に押しかけ早期実現を陳情した。その際、池田首相は「企業性を重視し慎重に検討したい」と答えた。

しかし、1964年11月、三菱グループの三社長は、「資本参加の伴う技術援助はできない」と通告してきた。つまり、近年目覚ましい発展を遂げた大型高炉による銑鉄コストに、砂鉄を原料にした小規模のむつ製鉄では対抗できない、というものであった。

こうして、12月21日、伊藤東北開発会社総裁はむつ製鉄計画を断念、そして翌1965年4月23日、閣議了解事項として、むつ製鉄の撤退が正式に決

定されたわけである。閣議了解事項も結果的に見れば、むつ製鉄会社断念に対する本県などの反発への“政治的鎮静剤”にすぎず、終戦処理以外のなにもものでもなかった⁽¹⁷⁾。

② むつ製鉄事業の断念

むつ製鉄の企業断念で、最も大きな打撃を受けたのは、いわば“先行投資”である。工場用地の整備、港湾の整備など、むつ製鉄工場建設を前提とした1964年までの先行投資額は、国、県、およびむつ市を合わせて7億0,729万5千円に達していた。このうち、県が3億7,856万7千円、むつ市が1億3,827万3千円を投資、県市が行った投資のすべては政府なり東北開発会社なり、あるいはむつ製鉄会社なりの強い協力要請で進められてきたものだ。代案いかんでは多くの遊休財産になる公算が大であった。

むつ製鉄事業の撤退により、自民党県連内部では、政治責任問題が浮上、24日に開催されたむつ製鉄特別委員会終了後、自民党議員による非公式の会合が行われ、席上、森田重次郎・県連会長が自民党の重要政策が失敗に終わったことに対して、県連会長の職を辞したい旨の発言を行った。だが、竹内俊吉知事から、県連会長が辞任する以上は、知事も辞任せざるをえないが、しかし今の段階では知事職を辞めることは妥当でなく、従って、森田会長の辞任に同意できないと態度を表明、この問題は一応棚あげにされた⁽¹⁸⁾。

既述のように、4月23日に招集された県議会の第57回臨時会では、竹内知事のむつ製鉄の事業断念の報告に関して、社会党や共産党から多くの批判が出され、ついに知事不信任案が提出されたものの、賛成少数で否決された。このように、むつ製鉄事業の挫折は、大きな政治的波紋を呼んだ。

今回、むつ製鉄が挫折したことについて、地元の『陸奥新報』紙は社説：“むつ製鉄解散を見つめるわれわれの態度”の中で、次のように糾弾している。

「むつ製鉄」はついに解散を決定した。資本主義社会の冷厳さと、自民党内閣も無策。不合理さを改めて見直す思いである。そしてあえて苦言を呈したいのは、経済主義、利潤採算主義の経済構造を忘れて、ただいたずらに“大挙陳情運動”に明け暮れた県政界の無思慮、無分別さに対する痛棒でもあるということである。以上のごときを、今回の「むつ製鉄」解散にさいしてわれわれ青森県人は正しく直視しなければならない」と指摘。

その上で、「民間企業は企業体であって福祉事業団ではない。それだけにまた、資本主義社会、自由主義社会における政府は、民間企業一大資本と住民との間のアンバランスを是正すべき責任と義務をもたねばならない」と認識。

「最後に、どうしても触れなければならないのは、竹内知事をはじめむつ製鉄特別委員会などの無思慮、無分別である。砂鉄事業の実現のために事業計画を第五案まで練り直せた努力は、努力として認めるにやぶさかでない。しかし、輸入銑鉄の状況、鉄鋼業界の実情などからして、もっと早目に運動方向を転換すべきが、本当に本県振興を願う政界人の在り方ではなかったのか」と鋭く批判した⁽¹⁹⁾。

今回、むつ製鉄事業の挫折・撤退にあたり、多くの人々がこの悲劇の立役者となった。しかし、なんとといっても最大の立役者は、山崎岩男・前知事であろう。山崎は、知事として、むつ製鉄事業が焦点となった1956年から1963年まで、終始一貫して前面に立って采配を振るってきた。だが、それが山崎の政治生命だけでなく、肉体的生命も侵し、1965年11月23日に亡くなった。もう一方の立役者は、むつ製鉄の事業所の設置に全力を傾けた、むつ市の杉山勝雄・市長である。杉山市長は、むつ製鉄の死産を見届けた1965年8月31日、山崎知事の後を追うように他界した。こうして、大企業の採算至上主義の前に、後進地域開発の夢は捨てられ、多くの人的・財的犠牲を余儀なくさせられたのが、むつ製鉄の挫折であった⁽²⁰⁾。

4. おわりに

政府は、東北地方の産業発展のために、1957年に東北開発三法（開発促進法、東北開発促進法、開発株式会社法）を施行した。同法に基づき設立された東北開発会社は、1956年、青森県知事に当選した山崎岩男の提唱した下北地方に埋蔵する膨大な砂鉄を利用した砂鉄精錬工業構想に着目、むつ市に銑鉄から製鋼までの一貫方式の工場建設を計画した。

一方、地元むつ市では、1958年、下北開発期成同盟を結成、県議会も鉄製鉄所の誘致を決議した。また、三菱グループが東北開発会社と提携した「むつ製鉄会社」が1963年に認可され、待望の製鉄事業のスタートかと思われた。しかし、千葉県木更津市に大規模な特殊鋼工場の建設計画が浮上、同社が生産予定の特殊鋼よりも低価格だったため、事業計画の修正を迫られた。

その後、三菱側は採算割れを理由に、次第に撤退の態度を鮮明にし、会社認可からわずか2年後の1965年4月、閣議で「むつ製鉄会社」の解散が決まり、むつ製鉄は解散に追い込まれたのである⁽²¹⁾。

青森県内で、1965年1月31日、むつ市で、「むつ製鉄実現市民大会」が開催されていた。だが、4月23日には、むつ製鉄は閣議で正式にご破算となった。そこで5月4日、社会党県議員団は、県議会において、むつ製鉄事業で竹内知事の責任を鋭く追及した。最大の課題は、むつ製鉄事業の後始末であろう。山崎岩男・竹内俊吉・両知事が促進してきた、むつ製鉄事業が撤退を余儀なくされたのは、県民にとっても痛恨の極みであったのは、いうまでもない。要するに、本県行政の最高責任者と県選出の政治家たちは、我が国の産業・経済構造の変化についていけず、先の見通しについて認識が甘かった、といわねばならない。

県知事を四期16年（副知事12年）務めた北村正哉は、本県への事業誘致の難しさを以下のように説明しているが、至言である。いわく「青森県は八、九通り事業が進んで完結近くになると、いつも何か妨害が出てきて、

とん挫する、ビート工場もむつ製鉄も、小川原開発もそうだった。……県が着眼し、計画を実行に移す時は、すでにタイミングが遅く、社会・経済情勢が変わっているのだ。東京経済圏の中心から一番遠い末端に位置し、情報不足で天下の趨勢に乗り切れない。工業団地を準備して“これからどんどん企業を誘致しよう”という段階に差しかかるや、企業が先を争って海外に目を向け、国内産業の空洞化が起こる。悲運なのか非力なのか、恐らくはその両方だろう」⁽²²⁾。

〈注〉

- (1) 「むつ製鉄流産」『新聞記事でみる青森県日記百年史』〔東奥日報社、1990年〕、827～828頁。なお、当該事業に代わる事業の誘致活動が行われ、その結果、1966年5月、アツギむつナイロン株式会社が発足（東北開発が4割出資）、翌1967年3月よりむつ市で操業を開始、現在に至っている（『青森県議会史、自昭和38年～至昭和41年』〔青森県議会、1983年〕、736頁）。
- (2) 『東奥日報』1965年4月24日、『陸奥新報』1965年4月24日。
- (3) 『竹内俊吉・淡谷悠蔵対談集、青森に生きる』〔毎日新聞青森支局、1981年〕、311～318頁。
- (4) 前掲書『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、732頁。
- (5) 同上。
- (6) 前掲書「むつ製鉄流産」『新聞記事でみる青森県日記百年史』、827～828頁、藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、129頁。
- (7) 前掲書『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、737頁。
- (8) 『東奥年鑑 昭和41年版』〔東奥日報社、1966年〕、34頁。
- (9) 前掲書『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、21頁。
- (10) 『東奥日報』1964年11月23日〔夕〕。
- (11) 「山崎前知事が死去」前掲書『新聞記事でみる青森県日記百年史』、827頁。
- (12) 松岡孝一『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社、2000年〕、73頁。
- (13) 『東奥日報』1964年11月24日。
- (14) 前掲書『青森に生きる—竹内俊吉・淡谷悠蔵対談集』〔毎日新聞青森支局、1981年〕、312～313頁。
- (15) 前掲書『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、732頁。
- (16) 同上、734～735頁。
- (17) 同上、735～736頁。

- (18) 『東奥日報』1965年4月25日。
- (19) 『陸奥新報』1965年4月25日。
- (20) 前掲書『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』, 737頁。
- (21) 前掲書『新聞記事に見る青森県日記100年史』, 827～828頁, 『回想 県政50年前青森県副知事 山内善郎』〔北の街社, 1997年〕, 110～111頁。
- (22) 『人生80年—前青森県知事北村正哉の軌跡』〔アクセス21世紀出版, 2000年〕, 230頁。

***参考文献**

- 【1】『青森県議会史, 自昭和38年～至昭和41年』〔青森県議会, 1983年〕。
- 【2】『むつ製鉄流産』『新聞記事でみる青森県日記百年史』〔東奥日報社, 1990年〕。
- 【3】『竹内俊吉・淡谷悠蔵対談集, 青森に生きる』〔毎日新聞青森支局, 1981年〕。
- 【4】『東奥年鑑 昭和41年版』〔東奥日報社, 1966年〕。
- 【5】松岡孝一『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社, 2000年〕。
- 【6】藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社, 2016年〕。
- 【7】『回想 県政50年 前青森県副知事 山内善郎』〔北の街社, 1997年〕。
- 【8】『人生80年—前青森県知事北村正哉の軌跡』〔アクセス21世紀出版, 2000年〕。
- 【9】『東奥日報』。
- 【10】『陸奥新報』。

* 本稿の内容は、再編成されて2018年春に『戦後青森県の政治的争点—1945年～2015年』と題して志學社から公刊する予定なので、本シリーズは今回でもって終了する。

(2017年11月8日：脱稿)